

ジェンダー平等推進に向けて②

ジェンダー平等推進委員会委員 岩本 智依

昨今、「ジェンダー平等」と「男女共同参画」とはどう違うのか、といったことを聞かれることがあります。

結論から言えば、「ジェンダー平等」と「男女共同参画」は全く別のものではなく、不可分のものです。

言葉としては「ジェンダー平等」の方が古く、性差別に取り組む運動の中で制度や法律だけではなく、「男らしさ」「女らしさ」などによる社会的文化的につくられた性差による偏見などを「ジェンダー」と呼び、その是正が求められるようになりました。

それが日本においても広まり、1999年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。ジェンダー平等推進のための法律や

社会的な取り組みが必要になった際に、公的機関や政府が「ジェンダー平等」という言葉が当時の社会ではまだ馴染みがなかったこと

や、「平等」という言葉から「現実の性差別を想起する」といった一部のバックラッシュ的な意見への配慮から、「男女共同参画」と

男女老少をいはず

いう言葉を使用してきたという経緯があります。

また「ジェンダー」という言葉は、性差別解放の運動の中で「性別」そのものを意味するように変化してきており、実際にはかつて公的書類などで「性別」とい

う意味の言葉を「sex」と表記していたのを「gender」に変更している国も増えています。こういった中で今日では「ジェンダー平等」

は「性差別のない平等な社会」といった意味が強くなっています。

さらに日本においては30年近い「男女共同参画」への取り組みを振り返った時、これまでの取り組みでは「取りこぼされた存在」があることが見えてきました。例えば「男女」だけで

ない」という新たな願いがこの「ジェンダー平等」には含まれています。

ですから今日における「ジェンダー平等」とは、これまでの「男女共同参画」と地続きにあり、さらに人権という視点で発展させた取り組みであるということです。

そして宗祖親鸞聖人は『教行信証』『信文類』で、おほよそ大信海を案ずれば、貴賤縮素を簡はず、男女老少をいはず

(註釈版聖典245頁)

と、阿弥陀さまのご本願には「男女」、すなわち性差別はないこと、まさに今日の「ジェンダー平等」の視点を800年以上前からお示しくださっていることを今、私たちの課題としてあらためて確認するものです。

宗門においては、ジェンダー平等に関する施策に重点的に取り組む部門として、2025(令和7)年4月より、社会部にジェンダー平等推進課が設置されました。ジェンダー平等推進に向けてともに歩みをすすめてまいりましょう。